

合併関連議案を議決

4市町村臨時議会

8月23日の合併協定の調印を受け、佐久市、臼田町、浅科村、望月町では、同月30日に臨時議会が開催されました。

臨時議会では、市町村合併関連の4議案について市町村長より提案が行われ、原案どおり議決されました。

議決事項（要約）

佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町の廃置分合について

地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町を廃し、その区域をもって新たに「佐久市」を設置することを長野県知事に申請する。

財産処分に関する協議について

- 1 佐久市の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。
- 2 南佐久郡臼田町の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。
- 3 北佐久郡浅科村の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。
- 4 北佐久郡望月町の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。

農業委員会の委員の任期に関する協議について

新たに設置する「佐久市」に一つの農業委員会を置き、佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項

第1号の規定を適用し、平成17年5月19日まで、引き続き新たに設置する「佐久市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

議会の議員の定数に関する協議について

新たに設置する「佐久市」の議会の議員の定数は、34人とする。

長野県知事へ合併申請を行います

4市町村議会にて合併関連議案が議決されましたので、9月中に、4市町村長より長野県知事に対し、合併申請を行います。

合併申請をすると...

申請を受理した長野県は、国へ協議を行うこととなります。そして、国の同意を得ると、県議会の議決を経て知事が決定し、国への届出をします。これを受けて、国は告示を行い、平成17年4月1日、新市の発足となります。

【合併までの流れ】

